

専有部分の修繕等承認申請書

東急ドエル桶川ビレジ管理組合法人

理事長 殿

私は、桶川ビレジ管理規約第17条第1項及び専有部分の修繕等に関する細則第3項の規定に基づき、この申請書により、承認申請をします。なお、細則第7項の規定により調査費用等負担金の納入を求められたときは、規定に従い納入します。

年 月 日 申請

申請者氏名（団地建物所有者）	印
連絡先	電話番号
対象住戸	号棟 室
専有部分の修繕等の名称（工事名）	
施工場所又は部位（具体的な箇所）	
予定工事期間（着工予定日・完成予定日）	年 月 日－ 年 月 日
予定工事時間帯	午前／午後 時 分－午前・午後 時 分
施工業者 名称	
施工業者 所在地 電話番号	
承認申請に付帯する申請等	
添付書類	

申請書記入の注意事項

・フローリング施工について

フローリング床材及び施工方法については、現状の日本建築学会の性能評価指数 LL-45（最下階住戸を除く）と同等の遮音性能を確保すること。

・工事時間帯について

午前8時から午後6時までの範囲とする。

専有部分の修繕等に係る工事計画のお知らせ

東急ドエル桶川ビレジ管理組合法人

理事長 印

対象住戸	号棟 号室
専有部分の修繕等の名称（工事名）	
施工場所又は部位（具体的な箇所）	
予定工事期間 （着工予定日・完成予定日）	年 月 日－ 年 月 日
予定工事時間（工事時間帯）	午前・午後 時 分－午前・午後 時 分
施工業者 名称	
施工業者 事務所所在地 電話番号	
承認申請に付帯する申請書	
書面掲示年月日	年 月 日
<p>この書面は、専有部分の修繕等に関する細則第5項の規定により掲示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記工事計画について、管理組合に調査又は異議の申立てをするときは、この書面の掲示の日から7日以内に理由を付した書面を理事長に提出する必要があります。 ・ご不明な点については、下記へ問い合わせ下さい。 <p>連絡先・ 桶川ビレジ管理室 管理員へ（受付後理事長から説明） 電話番号 786-0062</p>	

専有部分の修繕等に係る調査等申立書

東急ドエル桶川ビレジ管理組合法人
理事長 殿

私は、専有部分の修繕等に関する細則第6項の規定に基づき、この申請書により、
次のとおり申立てます。

年 月 日

申立人 氏名	印
住戸番号	号棟 号室
申立て資格 (○で囲む)	団地建物所有者・賃借人・使用借人・その他
連絡先 (住所・電話番号)	
専有部分の修繕等の該当住戸	号棟 号室
申立て事項	
申立て理由	

この申立ては、専有部分の修繕等に係る工事計画の提示の日から7日以内に、この書面を理事長に提出する必要があります。

決 定 通 知 書

年 月 日

号棟 号室 殿

東急ドエル 桶川ビレジ管理組合法人
理事長 印

年 月 日付で貴殿から承認申請のあった専有部分の修繕等については、次の
とおり決定しましたので、専有部分の修繕等に関する細則第8項の規定により通知します。

承認	年 月 日 理事会決定
不承認	年 月 日 理事会決定
承認の条件	

軽微な修繕等の届出書

年 月 日

東急ドエル桶川ビレジ管理組合法人
理事長 殿

私は、桶川ビレジ管理規約 第17条第7項、軽微な修繕等の届出に基づき、届出書を提出致します。

届出者氏名（団地建物所有者）	印
連絡先	電話番号
対象住戸	号棟 室
専有部分の修繕等の名称（工事名）	
施工場所又は部位（具体的な箇所）	
予定工事期間（着工・完成予定日）	年 月 日－ 年 月 日
予定工事時間帯	午前・午後 時 分－午前・午後 時 分
施工業者 名称	
施工業者 所在地・電話番号	

- ・工事時間帯について
午前8時から午後6時までの範囲とする。